

母子家庭等医療「医療証」の切替え

日 時 7月17日(火)～7月31日(火)

平日の8時30分～17時15分

切替場所 保険環境課 医療介護保険係（6番窓口）

母子家庭等医療証(一人暮らしの寡婦を含む)が、8月1日で切替えになります。

現在、使われている母子家庭等医療証(一人暮らしの寡婦を含む)は、8月1日以降使用することができませんので、ご注意ください。

現在、受給されている方には、別途、通知します。

詳しくは、保険環境課 医療介護保険係(☎65・1097)まで、お尋ね下さい。

対象者の条件

- ① 桂川町に住所がある人
- ② 国民健康保険または社会保険に加入している人
- ③ 生活保護を受けていない人
- ④ 本人または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人
- ⑤ 重度心身障害者・老人医療の適用を受けていない人

対象者

【母子家庭の母】

- ① 夫と死別または離婚した女子で、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻と同様の事情にある場合も含む)をしていない人、及びこれに準ずる次に掲げる女子の人
- ② 夫の生死が1年以上明らかでない人
- ③ 夫から1年以上遺棄されている人
- ④ 夫が海外在留のため、1年以上その扶養を受けることができない人
- ⑤ 夫が精神または身体の障害により、労働能力を失っている人
- ⑥ 夫が法令により、引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- ⑦ 婚姻によらないで母となり、現に婚姻をしていない人

【母子家庭の児童】

母子家庭の母に現在、扶養されている、3歳以上18歳までの児童

【父母のいない児童】

- ① 父母と死別した児童
- ② 父母の生死が1年以上明らかでない児童
- ③ 父母から1年以上遺棄されている児童
- ④ 父母が海外在留のため、1年以上その扶養を受けることができない児童
- ⑤ 父母が精神または身体の障害により、労働能力を失っているため、その扶養を受けることができない児童
- ⑥ 父母が法令により、引き続き1年以上拘禁されているため、その扶養を受けることができない児童

【一人暮らしの寡婦】

- ① 婚姻の届出をしている配偶者と死別または離婚した女子で、過去に母子家庭の母として児童を扶養したことがあり、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻と同様の事情にある場合を含む)をしていなくて、一人暮らしの人
- ② 婚姻の届出をしている配偶者と死別または離婚した40歳以上の女子で、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻と同様の事情にある場合を含む)をしていなくて、一人暮らしの人